最終更新日:2018年6月20日

フタバ産業株式会社
代表取締役社長　吉貴　寛良
問合せ先:経営企画室　0564-31-2234
証券コード:7241
http://www.futabasangyo.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの目的を「健全で強い企業を作るために、企業内外の多様なステークホルダーの視点から経営者を規律づけること」ととらえております。法令や社会的規範を遵守した事業活動の遂行と経営の透明性の向上を確保するため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する組織体制を構築・改善していくことが重要であると認識しており、(1) 経営のスピード化・戦略性の向上 (2) 企業行動の透明性の確保 (3) ディスクロージャーとアカウンタビリティの充実 を重点に引続き体制の整備・充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コードの各原則について全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

■ [原則1-4　いわゆる政策保有株式]
・(1) 政策保有に関する方針
当社の主たる事業である自動車部品事業においては、今後も成長を続けていくために開発・調達・生産・販売等の過程における様々な企業との協力関係が必要と考えております。そのため、事業戦略、取引先との事業上の関係強化、さらには地域社会との関係維持などを総合的に勘案し、政策保有株式として保有しております。

・(2) 議決権行使基準
議決権の行使は、画一的な基準で賛否を判断するのではなく、当該投資先企業の経営方針、事業戦略等を尊重し、中長期的な企業価値向上と持続的成長に資するかどうか等の視点に立って判断を行っております。

■ [原則1-7　関連当事者間の取引]
当社は、取締役との対会社取引、利益相反取引については、会社法に定められた手続きを遵守し、取締役会規則に基づき決議を行っております。また、主要株主との取引については、一般取引と同様に市場価格を十分に勘案し、交渉を行ったうえ決定しております。

■ [原則3-1　情報開示の充実]
・(1) 経営理念・経営戦略・経営計画
社是および経営理念に基づき新5ヵ年計画を策定しております。内容は当社ホームページで開示しております。
「社是・経営理念」 http://www.futabasangyo.com/profile/principles/
「新5ヵ年計画」 http://www.futabasangyo.com/profile/plan/fiveyear project/index.shtml/

・(2) ガバナンスに関する考え方・基本方針
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、当報告書1-1.「基本的な考え方」をご参照下さい。
また、コーポレートガバナンス・コードへの対応に関する基本方針は、コードの趣旨と精神を深く理解し、当社の持続的な成長と中期的な企業価値向上を実現するためのより良いコーポレートガバナンスの構築を目指し、当社が取組み実践すべきことを明確にすることとしております。

・(3) 経営陣幹部・取締役の報酬
取締役の報酬は、月額と賞与により構成しております。月額報酬については固定報酬であり、賞与については会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系としております。取締役の報酬については、取締役会から授権された代表取締役が、決定しております。

・(4) 取締役・監査役の選任と指名
当社では、経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名に関しては、的確かつ迅速な意思決定が行われるよう適材適所の観点より総合的に検討し決定しております。また、社是「よい品、より安く」の精神に基づいたものづくりを理解・実践し、グローバルな視点で意思決定できる人材が必要と考えております。取締役・監査役候補の選任にあたっては、取締役会において決定しております。

・(5) 個々の選任・指名についての説明
社外役員については、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。取締役・監査役の選任・指名については「株主総会招集ご通知」に個人別の経歴を記載しております。

■ [原則4-1　取締役会の役割・責務]
・補充原則4-1-1
取締役会では、取締役会規則に規定された(1)会社法および他の法令に規定された事項、(2)定款に規定された事項、(3)その他の経営上の重要事項について決議を行っており、その他の事項については、職務権限規程で経営陣に委譲される範囲が定められております。

■ [原則4-8　独立社外取締役の有効な活用]
会社法に定める社外取締役の要件、および金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を2名選定しております。

■ [原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]
　当社では、社外取締役の候補者選定にあたり、会社法が定める社外性基準および金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を選任しております。また、経営に対し率直で建設的な助言、監督ができる高い専門性と豊富な経験を重視し選任を行っております。

■ [原則4-11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]
・補充原則4-11－1
　当社取締役会は、持続的な成長と企業価値の向上を図るため、社是「よい品、より安く」の精神に基づいたものづくりを理解・実践し、グローバルな視点で意思決定できる人材が必要と考えております。また、取締役会は、その役割・責務を果たすために、全体として知識・経験・能力等のバランスが取られ、価値観の多様性を確保しつつ適正な人数の構成としております。取締役の選任にあたっては、今後も引き続き従来の考え方で行ってまいります。

・補充原則4-11-2
　当社は、毎年事業報告にて各取締役・監査役の重要な兼任状況について開示しております。

・補充原則4-11-3
　当社取締役会は、社外取締役および監査役に対するアンケート等の評価を参考にして、取締役会が実効的にその役割・責務を果たしているか否かについての分析・評価を行い、必要に応じて改善を行っております。平成29年度は、アンケート調査に併せて、取締役会における上程議題の件数・内容・討議時間についても分析し、取締役会運営の中で、いくつかの問題点が確認されました。平成30年度は前記問題点のひとつである『中長期的な経営計画についての議論』を充実させるために、取締役会で『会社経営の方向性および中長期計画について議論を行う時間』を新たに設定し、活動を開始しました。

■ [原則4-14　取締役・監査役のトレーニング]
・補充原則4-14-2
　当社では、取締役・監査役就任者に対し、役割と責任の理解の機会として役員法令セミナーを実施しております。また、中長期的な課題を取り上げ、定期的に役員研修会を実施し、必要に応じて外部セミナーにも積極的に参加しております。

■ [原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針]
　当社は、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図ることを目的とした株主との対話に関しては、合理的な範囲で前向きに対応しております。また、取締役会は、株主との建設的な対話を促進させるための体制の整備に努めております。
(1) 株主から面談の要望を受けた際は、株主の希望と主な関心事項を踏まえたうえで合理的な範囲で、基本的には、証券アナリストおよび機関投資家については経理・財務本部　本部長、個人株主については総務・人事本部 広報室長が統括し、対応しております。
(2) IR活動については、広報室にIR担当者を配置するとともに、経理・財務本部、経営企画室等関連部署が連携を取り対応しております。
(3) 面談以外の対話手段として、証券アナリスト・機関投資家向けに半期毎の決算説明会を開催しており、個人株主向けには、ウェブサイト上に意見を投稿できるようにしております。
(4) 株主との対話において把握された意見・懸念等については、適宜取締役会や経営陣幹部へ展開し、課題認識の共有を図っております。
(5) 株主との対話に際しては、会社法・金融商品取引法等に抵触することのないよう留意し、特にインサイダー情報に関する事項を伝えることは致しません。また、決算日翌日から決算発表日までは投資家との対話・取材を制限しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	28,116,327	31.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,302,000	3.68
株式会社三井住友銀行	3,063,948	3.42
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	2,919,000	3.25
フタバ協力会持株会	2,490,596	2.78
エムエルアイ フォークライアントジェネラル オムニノンコラテラルノントリーティーピービー	2,053,900	2.29
バンク オブ ニューヨークジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアールデイ アイエスジーエフイーエイシー	1,875,558	2.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,759,700	1.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,720,600	1.92
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,290,645	1.44

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
堀江　正樹	他の会社の出身者											○
市川　昌好	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀江　正樹	○	他社との兼務はありません。	【招聘理由】 会計士としての専門的な知識と知見を有し経営全般にわたり客観的な経営監視が可能であります。 【独立役員指定理由】 堀江氏は取引所が規定する独立性に関する判断基準について抵触しておらず、中立・公平な立場を保持しております。従って同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断しております。

市川　昌好	○	豊田合成株式会社　顧問	【招聘理由】 自動車業界における長年の経歴による高い知識と、豊富なマネジメント経験を当社の経営に反映いただくため。 【独立役員指定理由】 市川氏は豊田合成㈱顧問であり、同社と当社との間には自動車部品の販売等取引関係がありますが、独立性基準に定める主要な取引先には該当しておりません。 また、同氏は当社の株式を2千株保有しておりますが、独立性基準に定める主要株主には該当しないと判断しました。従って同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、毎月1回定期的な会合を行い、又必要に応じて随時会合を実施しております。それぞれの監査方針、監査計画、監査実施内容等について意見交換を行っております。監査役は、会計監査人の監査及び取締役会への報告の際に随時立会いを行い、連携して業務を遂行しております。

監査役は、内部監査を担当する専任組織である監査室と月に1回連絡会を開催し、内部監査計画及び結果について情報を共有化し効率的で有効な監査を実施しております。

会計監査人と監査室は、定期的に会合を実施し、情報交換をすることで相互の監査効率の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
磯部　利行	他の会社の出身者							○		○				
吉村　善裕	他の会社の出身者							△						
鈴木　人史	他の会社の出身者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
磯部　利行		トヨタ自動車株式会社 常務役員	【招聘理由】 当社主要取引先の常務役員として高い見識を有し、自動車業界の業務に精通し、専門的かつ実務的な立場から客観的な監査が可能であります。
吉村　善裕		他社との兼務はありません。	【招聘理由】 金融機関における長年の経歴による財務･会計の知見と豊富なマネジメント経験を有し、異業種で培われた視点から客観的な監査が可能であります。
鈴木　人史	○	他社との兼務はありません。	【招聘理由】 会計士としての専門的な知識と知見を有し経営全般にわたり客観的な監査が可能であります。 【独立役員指定理由】 鈴木氏は取引所が規定する独立性に関する判断基準について抵触しておらず、中立･公平な立場を保持しています。従って同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現状の報酬制度の下で適正な業務執行が行われていると考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成29年度に取締役に支払った報酬　取締役8名に対し総額200百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において決定いたします。
取締役の報酬等は、当社グループの業績向上への意欲を高め、中長期的な企業価値増大に寄与する報酬体系としており、各取締役の職位、職責等を勘案して、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定しております。
監査役の報酬等は、監査役会の協議により決定しております。
役員賞与（社外取締役及び監査役を除く）については、業績、経営環境、その他の諸般の事情等を勘案し、また、退職慰労金（社外取締役及び監査役を除く）については基本報酬および、在籍年数等に基づき、それぞれ、定時株主総会の決議を経て、支給することができるとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対しては取締役会上程議案を事前連絡し、必要に応じて関係者から説明を行っております。
社外監査役に対しては取締役会上程議案を事前連絡し、必要に応じて常勤監査役及び関係者から説明を行っております。また、監査役の職務を補佐する担当者を配置し、監査役の監査業務を補佐しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

⑴ 業務執行関係諸会議等の状況
取締役会（原則月１回）　業務執行等に係る最高決定機関であります。
専務会（原則月１回）　社長、副社長および担当領域役員で構成され、会社の方向性および経営に関する極めて重要な議案を審議・決議しております。
本部長会議（原則月２回）　社長、本部長および常勤監査役で構成され、取締役会上程事項とその他重要事項を協議しております。
コンプライアンス委員会（原則年３回）　社長を委員長として本部長と常勤監査役１名で構成され、当社の企業倫理及びコンプライアンスに関する重要事項の審議と方針の決定を行っております。
適時開示情報管理委員会（原則月１回）　適時開示情報管理責任者を委員長とし、経理部長、法務課長、広報室長及び委員会で委員として適当と判断された者で構成され、社内における重要情報等の収集・管理及び開示手続における適正性を確保するための審議と方針の決定を行っております。
内部統制委員会（原則年４回）　当委員会は、常勤取締役から委員長を選出し、委員長が指名する役員および事務局を担当する役員を副委員長、各本部および各工場から選出された者を委員として構成されております。内部統制活動を継続的に維持・推進するため、内部統制の整備と運用およびリスク管理に関する重要事項の審議と方針の決定を行っております。

⑵ 内部監査の状況
監査室により内部統制の有効性等の監査を行い、その結果は、社長へ報告されております。

⑶ 監査役監査の状況
監査役は取締役会その他重要な会議へ出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を求める等の方法により、業務及び財産の状況を調査するとともに、内部統制システムの整備と運用の状況を監査しております。

⑷ 会計監査の状況
会計監査人 有限責任監査法人トーマツ
監査従事者 指定社員３名（大中康宏氏、孫延生氏、矢野直氏）
公認会計士8名、その他10名

⑸ 会計監査人の変更
2018年6月20日の当社定時株主総会にてPwCあらた有限責任監査法人を後任の会計監査人として選任しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役を2名選任しております。
社外取締役である堀江正樹氏は公認会計士の資格を有しており、会計・財務の専門知識を有しております。同氏は当社への勤務経験、主要取引先との利害関係、経営者との公私にわたる利害関係もなく、証券取引所が定める独立性に関する判断基準にも抵触しておらず、独立役員として選任されております。
社外取締役である市川昌好氏は平成29年６月まで、豊田合成㈱の業務執行者であり、同月以降同社の顧問であり、経営者としての豊富な経験、幅広い見識等を有しております。なお、豊田合成㈱と当社との間には自動車部品の販売等取引関係がありますが、独立性基準に定める主要な取引先には該当しておりません。また、同氏は当社の株式を2千株保有しておりますが、独立性基準に定める主要株主には該当しないと判断し、独立役員として選任しております。
また、経営の意志決定機能と業務執行を管理監督する取締役会にて監査役４名中３名を社外監査役とすることで経営の監視機能を強化しております。
社外監査役である磯部利行氏はトヨタ自動車株式会社の常務役員であります。同社と当社の間には自動車部品の販売等の取引関係があり、また、同社の保有する株式の比率は31.4%であります。同社との取引は定常的なものであり、社外監査役個人が直接利害関係を有するものではありません。
社外監査役である吉村善裕氏は平成15年６月まで主要取引先である大手銀行執行役員ではありましたが、退職後15年経過しており、当社への勤務経験、主要取引先との利害関係、経営者との公私にわたる利害関係もありません。
社外監査役である鈴木人史氏は公認会計士の資格を有しており、会計・財務の専門知識を有しております。同氏は当社への勤務経験、主要取引先との利害関係、経営者との公私にわたる利害関係もなく、証券取引所が定める独立性に関する判断基準にも抵触しておらず、独立役員として選任されております。
当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、他社の経営者として豊富な経験を有し、なおかつ中立的、客観的な視点で適切な職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。
社外取締役及び社外監査役は、それぞれの専門分野はもとより外部からの視点により取締役会の意思決定に適正性を確保するための助言、提言を行っております。また、社外監査役は子会社等へ出向き、現地現物での監査を行い、適宜取締役会にて報告を行っており、経営の監視体制は充分に機能していると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会における招集通知は、法定期日前に発送するとともに、発送日に先立って当社ホームページに掲載しております。http://www.futabasangyo.com
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしています。
招集通知（要約）の英文での提供	英文の狭義の招集通知および参考書類を作成し、当社ホームページに掲載しております。 http://www.futabasangyo.com

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。 http://www.futabasangyo.com	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算後と第2四半期決算後の年2回の決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書を掲載しております。http://www.futabasangyo.com	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報室をIRの担当部署とし、経理・財務本部、経営企画室など関連部署との連携によりIR活動を推進しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業憲章」、「行動憲章」、「コンプライアンス規程」に規定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境保全を事業活動における重要課題と認識し、環境方針を制定し、環境対応製品の開発、地球温暖化防止、化学物質リスク低減、廃棄物削減と資源循環、水資源保護など全社で具体的・継続的な環境保全活動を進めております。 CSR活動については、コンプライアンス・人権尊重・労働慣行（労働条件、安全衛生）・地域貢献などにそれぞれの部署が積極的に取り組んでおります。 また、環境・社会報告書を毎年発行し、環境保全活動や社会的責任を果たすための取り組み状況を公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーを定め、株主、投資家の皆様に対し適時、正確、公平な情報提供に努めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(内部統制システムに関する基本方針)

当社の内部統制に対する基本的な姿勢は、業務を適正に遂行するため、取締役自らが率先垂範して法令及び企業倫理を遵守し、取締役の言動を通じて社員への浸透を図ることです。

また、業務の執行に際しては、問題発見と改善の仕組みを業務執行プロセスに組み込むと共に、それを実践する人材育成と組織づくりに取り組みます。

(内部統制システムに関する整備状況)

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 「企業憲章」、「行動憲章」及び「コンプライアンス規程」を定め、法令及び定款に適合する企業の姿勢を共有するとともに、役員研修等の場において、取締役が法令及び定款等に則って行動するよう徹底します。

2) 業務執行にあたっては、取締役会及び組織横断的な各種機能会議体で総合的に検討したうえで意思決定を行います。

3) 取締役会、本部長会議等意思決定の過程においては、会議体としての実質をうるために互いの領域に閉じこもることなく緊密に意見交換し、必要に応じて互いに忠告もする積極的で活発かつ開かれた情報交流の下で適正な意思決定を行います。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録・本部長会議議事録等、取締役の職務の執行に係る文書・情報(電磁的記録を含む)は、関係規程並びに法令に基づき各担当部門で適切に保存及び管理します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 予算制度等により資金を適切に管理するとともに、職務権限規程により業務に対する責任者と、決裁を受けるべき会議体を明確にしたうえで業務執行を行います。

2) 資金の流れや管理の体制を文書化する等、適切な財務報告の実施に取り組み、適時適切な情報開示を実施します。

3) 安全、品質、コンプライアンス、その他各種リスクに対する委員会の設置、点検活動を行う等の管理を行います。

4) 災害等の発生に備えてマニュアルの整備や訓練を行うほか、必要に応じてリスク分散措置及び保険付保等を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 新5ヵ年計画及び年度毎の会社方針を基に組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行います。

2) 組織・業務分掌規程及び職務権限規程に基づき部門の業務・役割と責任を明確にするとともに、執行役員及び機能担当部長に業務執行権限を与えて機動的な意思決定を図ることにより、取締役の職務の効率性の確保に努めます。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 「企業憲章」、「行動憲章」及び「コンプライアンス規程」を定め、階層別研修等の場において全社員が法令及び定款等に則って行動するよう徹底します。

2) 各部門の業務の実態を把握し、これを検証及び評価することにより、それらの適正を確保するための内部監査制度を設け、各部門から独立した「監査室」が監査を行いその監査結果を適宜、取締役会に報告します。

3) 内部通報制度として「フタバヘルプライン」を設け、監査室と外部弁護士を相談・通報の窓口として自浄作用を発揮し、コンプライアンス違反を未然に防ぐ体制を整備しています。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) グループ全体で、経営理念、新5ヵ年計画を共有し、グループの意思統一を図り、フタバ行動指針に従い、法令及び定款等に則って行動するよう徹底します。

2) 子会社の業務の適正確保のため、適任取締役の子会社非常勤取締役就任などにより指導及びチェックを行い、子会社の情報収集及び提供を充実させ業務を効率的に行います。

3) 子会社の取締役等は定期的に子会社との会議を行い、意見交換や情報交換により連携を深め、その内容を適宜、取締役会で報告を行い取締役会は子会社の業務の適正と適法性を確認します。

4) グループ全体で、「グループリスク管理規程」に基づき将来発生する可能性のあるリスクを識別し、未然防止、再発防止のために対策を行います。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を置き、監査役監査が適切に行われるように業務執行取締役からの指揮命令は及ばないものとします。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査役の職務を補助する使用人の人事・組織については事前に同意することにより、独立性を確保します。

(9) 取締役及び使用人、子会社の取締役等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1) 取締役、社員及び子会社の取締役等は、監査役からの求めに応じて、法定事項に加え内部監査結果・内部通報情報・リスク管理に関する重要な事項を報告します。また、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告します。

2) 取締役、社員及び子会社の取締役等からの監査役への通報については、報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行いません。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 当社は、監査役が取締役会・本部長会議ほか重要な会議への出席、重要文書の閲覧等、経営状況を適宜把握できる体制を確保します。

2) 当社は、監査役が代表取締役、会計監査人、内部監査部門と定期的に意見交換する体制を確保します。

3) 当社は、監査役会が決定した規則に基づき申請された監査費用等を負担します。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方：

当社グループは、反社会的勢力排除に向け、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、その不当要求には一切応じません。このための必要な体制の確保・整備に努めてまいります。

反社会的勢力排除に向けた整備状況：

当社では、社員の基本的な倫理規定である「行動憲章」において、反社会的勢力に対する関係の排除を行動指針として示し、その徹底をはかっております。このための以下の社内体制を整備し、対応してまいります。

⑴ 対応統括部署と外部専門機関との連携体制

反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署は総務部としております。事案により関係部署と協議し対応するとともに、その対応にあたっては、警察、顧問弁護士などの外部専門機関の指導を受ける等、連携体制の確保に努めることとしております。

⑵ 反社会的勢力に関する情報の収集・管理

反社会的勢力に関する情報については、関係部署の入手情報を含め、総務部が一元管理するとともに、外部専門機関との情報共有を進めることとしております。

⑶ 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力に対する行動規範を示している「行動憲章」の社内周知をはかるため、その常時携帯化や周知活動を実施しております。事案発生時の対応に関するリスクマニュアルを作成しておりますが、引続きその整備・充実に努めてまいります。

⑷ 研修活動の実施状況

反社会的勢力排除を含め、コンプライアンスに関しては、従業員研修のカリキュラムに織り込み、周知をはかる仕組みとしておりますが、更なる意識向上へ向け、「行動憲章」の内容周知を組織的に進める活動を展開してまいります。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、役員、従業員等を対象に「企業憲章」および「コンプライアンス規程」において、「企業情報を適切に開示し企業の透明性と健全性を向上させる。」と定めております。
また、その為に「適時開示情報管理規程」において「会社の企業内部情報等(以下「内部情報等」という)の管理および金融商品市場への適切な情報開示を図るために必要な事項を定め、内部情報等の保全と違法な内部者取引を未然に防止するとともに、投資判断に影響を及ぼす重要事実の適時・適切な公表を実現することを目的とする。」と定め、取り組んでおります。

(1) 適時開示に関する基本方針
当社は、株主、投資家、取引先などのステークホルダーの皆様と強い信頼関係を構築するために、金融商品取引法をはじめ内部情報等の管理に関する法令、規則等を遵守することはもとより、投資判断に影響を及ぼす重要な会社情報の適時・適切な開示が極めて重要であると認識しております。
この考え方に基づき当社は、ステークホルダーの皆様に対して経営または業務に関する重要な会社情報を適時開示しています。

(2) 適時開示業務に関わる当社の社内体制の状況について
1) 社内体制の充実
社内規程「適時開示情報管理規程」において、役員および従業員等が業務上あるいは業務外に知り得た内部情報等（重要事実を含む）の報告及び管理体制について定めており、適時開示に係る社内体制の充実に努めております。
2) 適時開示情報管理責任者及び適時開示情報管理者
内部情報等に関する事項を統括して管理する者として適時開示情報管理責任者及び副適時開示情報管理責任者をおき、それぞれ総務・人事本部　本部長または経理・財務本部　本部長がこれに当たるものとしております。
また、適時開示情報管理者は各部署の長がこれに当たるものとしております。適時開示情報管理者は内部情報等を適切に管理するとともに、重要事実又は重要事実に該当する可能性のある未公表の内部情報等については、全て適時開示情報管理責任者に報告するものとしています。
3) 情報の報告、判定、開示
適時開示情報管理責任者は上記2）の報告を受けたときは、関係部署と協議の上、重要事実に該当するか否か判定を行います。そして2）の報告をした適時開示情報管理者に対し判定結果及び公表等の必要な情報の取扱い指示を行います。
この指示を受けて適時開示情報管理者は、適時開示情報管理責任者の許可を得て当該重要事実に業務上関係のある部署に対して、当該重要事実の内容及び関連事項を連絡するものとしております。
4) 情報公表及び適時開示に関する社内教育
適時開示情報管理責任者は取締役会の承認を得て重要事実の公表時期を決定します。
a.開示担当部署
・金融商品取引所
開示担当部署：経理・財務本部　経理部
責任者：経理部長
・ニュースリリース、フタバ産業WEBサイト他
開示担当部署：総務・人事本部　広報室
責任者：広報室長
b.適時開示に関する社内教育
適時開示に関する担当者に対して講習会を開催するなど金融商品取引法をはじめ内部情報等の管理に関する法令、規則等の正しい理解を促進し、適時開示を行えるよう努めてまいります。

フタバ産業㈱のコーポレート・ガバナンス組織

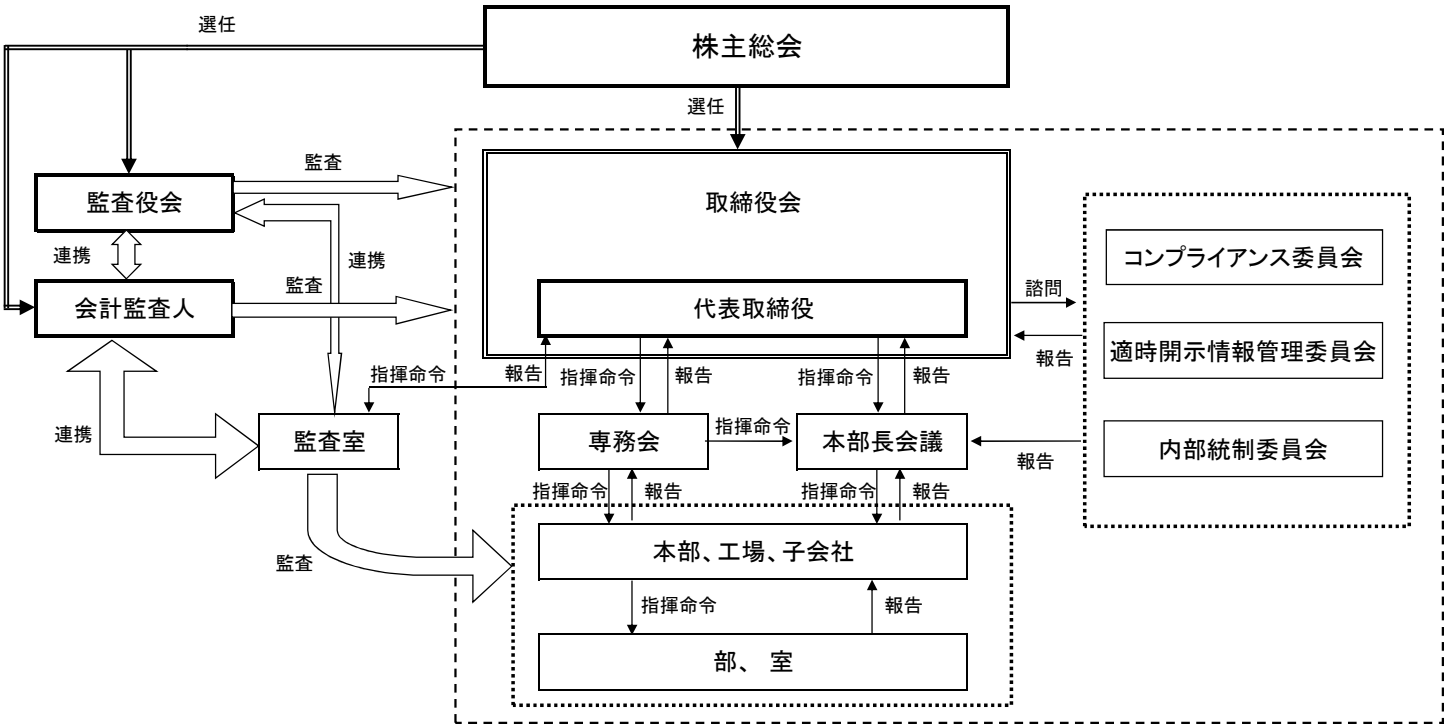

フタバ産業㈱の情報開示体制

